機密性２情報

事　務　連　絡
平成２６年９月８日

三重県土地家屋調査士会
会　長　神　戸　照　男　殿

津地方法務局首席登記官
（不動産登記担当）　所　満

土地閉鎖登記簿の電子化に伴う謄抄本等の交付事務等の取扱いの変更について（御依頼）

平素から，当局の登記行政の運営について，格別のご理解とご協力を賜り，厚くお礼申し上げます。

さて，当局尾鷲出張所の管内全域の登記情報システムへ移行した土地の閉鎖登記簿を電子化いたしました。これに伴い，本年１０月１日（水）から同庁における当該土地閉鎖登記簿謄抄本等の取扱いを下記のとおり変更いたします。

つきましては，この旨を貴会会員の皆様に対し，周知方お取り計らいくださいますようお願いいたします。

なお，当局（不動産登記部門），四日市支局及び熊野支局管内の土地閉鎖登記簿についても同様の取扱いをしていますので，念のため申し添えます。

記

１　電子化した土地閉鎖登記簿の謄抄本等の交付

土地閉鎖登記簿電子情報を日本工業規格Ａ列４番（以下「Ａ４判」という。）の用紙に印刷した上，証明して交付する。

２　土地閉鎖登記簿電子情報による土地閉鎖登記簿の閲覧

土地閉鎖登記簿電子情報をＡ４判の用紙に印刷したものを閲覧に供して行う。なお，印刷し閲覧に供した用紙は回収しない。

土地閉鎖登記簿の謄抄本等の交付事務の取扱いについて（お知らせ）

当局では，この度，**尾鷲出張所管内全域**の登記情報システム移行前の土地閉鎖登記簿の電子化を行いました。これに伴い，**平成２６年１０月１日（水）**から，土地閉鎖登記簿謄抄本等の取扱いを下記のとおり変更することといたしますので，お知らせします。

なお，ご不明な点は担当職員にお尋ねください。

記

1　電子化した土地閉鎖登記簿の謄抄本等の交付

土地閉鎖登記簿電子情報をＡ４判の用紙に印刷し証明して交付することになります。

2　電子化した土地閉鎖登記簿の閲覧

土地閉鎖登記簿電子情報をＡ４判の用紙に印刷したものを閲覧に代わりお渡しいたします。

なお，印刷してお渡しした用紙は，返還をする必要はありません。

※　既に土地閉鎖登記簿を電子化し，本取扱いをしている庁は，次のとおりです。

津地方法務局（不動産登記部門）
津地方法務局四日市支局
津地方法務局熊野支局

平成２６年９月

津地方法務局